

松山市RPA導入支援補助金における中小企業等の範囲について

松山市RPA導入支援補助金における中小企業等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 表1の左欄に掲げる業種の区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件に該当する者

イ 表2の左欄に掲げる法人であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの

表1

業種	要件
製造業，建設業，運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
サービス業（ソフトウェア業，情報処理サービス業及び旅館業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
ソフトウェア業，情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
その他の業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主

表2

法人	要件
医療法人，社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第4号に規定する中小企業団体	その主たる業種について表1の左欄に掲げる業種の区分に応じ、同表の右欄に定める常時使用する従業員の数以下の者
特別の法律によって設立された組合又はその連合会	その主たる業種について表1の左欄に掲げる業種の区分に応じ、同表の右欄に定める常時使用する従業員の数以下の者
一般財団法人，公益財団法人	その主たる業種について表1の左欄に掲げる業種の区分に

人，一般社団法人，公益社団法人	応じ，同表の右欄に定める常時使用する従業員の数以下の者
特定非営利活動法人	その主たる業種について表 1 の左欄に掲げる業種の区分に応じ，同表の右欄に定める常時使用する従業員の数以下の者

備考

この表において「常時使用する従業員」とは，労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条の規定に基づき，あらかじめ解雇の予告を必要とする者をいう。